

総合事務組合公報

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館  
千葉市町村総合事務組合  
電話 〇四三(三一一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。  
必ず関係部課に供覧してください。

目次

(規則)

行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	1 頁
千葉県市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則	2 頁
千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3 頁

行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第五号

行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則  
行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第十七条第二項を削る。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条第2項） 削除

別記第十七号様式を次のように改める。

第17号様式（第17条第2項） 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第六号

千葉県市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

千葉県市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十四年規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第七号

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十四年規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。